

新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会の開催について

（ 令 和 4 年 1 0 月 2 7 日
新しい資本主義実現会議議長決定 ）

- 1 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。」とされた。このため、新たな事業再構築のための私的整理円滑化法案の国会提出に向けて検討を行うため、新しい資本主義実現会議の下に、「新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会」（以下「分科会」という。）を開催する。
- 2 分科会の構成員は、次のとおりとする。ただし、分科会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

分科会長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
構 成 員	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	富山 和彦	株式会社経営共創基盤グループ会長
	藤原 総一郎	森・濱田松本法律事務所弁護士
	山本 和彦	一橋大学大学院教授／長島・大野・常松法律事務所顧問
オブザーバー	内閣官房新しい資本主義実現本部事務局参事官	
	金融庁監督局長	
	法務省民事局参事官	
	経済産業省経済産業政策局産業組織課長	
- 3 分科会の庶務は、金融庁、法務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、分科会長が定める。